

蕨市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

蕨市保健センター設置及び管理条例（平成 2 年蕨市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 子宮頸部細胞診^{けい}の項金額の欄中「3, 463 円」を「3, 520 円」に改め、同表喀痰細胞診^{かくたん}の項金額の欄中「1, 886 円」を「2, 090 円」に改め、同表 HCV 抗体及び HBs 抗原の項金額の欄中「2, 079 円」を「1, 914 円」に改め、同表 HCV-RNA（核酸増幅検査）の項金額の欄中「5, 115 円」を「4, 807 円」に改め、同表乳がん検診（X線検査）（2 方向）の項金額の欄中「5, 621 円」を「6, 072 円」に改め、同表乳がん検診（X線検査）（1 方向）の項金額の欄中「3, 619 円」を「3, 487 円」に改め、同表に次のように加える。

骨粗鬆症 ^{しょう} 検診（超音波法）	880 円
------------------------------	-------

別表第 3 子宮がん検診の項金額の欄中「3, 463 円」を「3, 520 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の蕨市保健センター設置及び管理条例の規定は、施行日以後の検査に係る使用料から適用し、施行日前の検査に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 8 年 2 月 17 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄